

第 1 回南陽市教育委員会会議録

日時：令和 7 年 1 月 2 3 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分

場所：南陽市役所 庁議室

出席者

一 番 山 岸 俊 道

二 番 鎌 田 一 郎

三 番 池 田 めぐみ

四 番 相 澤 裕 子（欠席）

説明のため出席した職員

管理課長 鈴 木 博 明 学校教育課長 佐 野 浩 士

社会教育課長 大 沼 清 隆 史跡文化主幹 角 田 朋 行

管理課長補佐 小 林 宏 明 学校教育課長補佐 志 賀 俊 介

学校教育課指導係長 佐 藤 由紀子 学校教育課指導主査 高 橋 栄 介

職務のため出席した職員 佐 藤 光 緒

議 事 日 程

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第 1 号 南陽市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に対する意見の申し出について

日程第 4 議第 2 号 南陽市語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に対する意見の申し出について

日程第 5 議第 3 号 南陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 6 議第 4 号 宮内地区交流センター設置及び管理に関する条例及び南陽市公民館条例等の一部を改正する条例の設定議案に対する意見の申し出について

日程第 7 議第 5 号 南陽市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 8 議第 6 号 南陽市立小中学校の適正規模・適正配置の基本方針について

日程第 9 議第 7 号 令和 7 年度南陽市立学校の教育課程編成の基準を定めること
について

日程第 10 議第 8 号 令和 7 年度南陽市立小中学校の学級編制について

日程第 11 議第 9 号 南陽市立学校における職場環境を悪化させる行為の防止及び
対応に関する指針並びに同指針運用要領の制定について

日程第 12 協 議 通学区域（学区）の指定変更について

日程第 13 諸般の報告

日程第 14 業務報告

（1）管理課 （2）学校教育課 （3）社会教育課

そ の 他

（1）連絡事項

次回定例教育委員会 令和 7 年 2 月 26 日（水）午前 10 時

閉 会

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

教育長が山岸俊道委員と池田めぐみ委員を指名

日程第 2 会期の決定

教育長が会期を本日 1 日限りとすることを決定

日程第 3 議第 1 号

南陽市学校基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定議案
に対する意見の申し出について

・管理課長が上記条例の改正について説明

・荻小学校基金が全てなくなることから、第 1 条の荻小学校基金の文言を削る。

・荻小学校の学校林が売却されることに伴い、第 2 条の山林の表から荻小学校基金
（分収林）を削る。

・第 2 条の現金の表について、荻小学校の現金の基金を統合先の宮内小学校の基金に
変更

(質疑なし、原案のとおり承認)

日程第4 議第2号

南陽市語学指導等に従事する外国人の報酬及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定議案に対する意見の申し出について

日程第5 議第3号

南陽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- ・学校教育課長が上記条例・規則の改正について説明
- ・会計年度任用職員のうち、語学指導等に従事する外国人（ALT）に限定した内容となるため、第1条に「職員のうち」という文言を追加する。
- ・JETプログラムの報酬額改定に伴い、外国人ALTの報酬を月額400,000円の範囲内において、関連規則で別に定めることとする。
- ・地域おこし協力隊の報酬が規定されている別表第3に外国語指導助手及び国際交流員の項目を追加し、その結果第6項を削り、第5項にまとめる。

鎌田委員

- ・全国レベルと比較し南陽市のALT報酬額は適切か質問

⇒学校教育課長：全国で大きな差はないため、南陽市としては適正な額と考えていると回答

(原案のとおり承認)

日程第6 議第4号

宮内地区交流センター設置及び管理に関する条例及び南陽市公民館条例等の一部を改正する条例の設定議案に対する意見の申し出について

- ・社会教育課長が上記条例の改正について説明
- ・地方自治法に基づき、宮内地区交流センターを公の施設として設置・管理するため新たな条例を制定する。
- ・宮内公民館の機能を宮内地区交流センターに移転することに伴い、南陽市公民館条例の第1条にある宮内公民館の所在地を変更する。

- ・宮内公民館が入っていた南陽市文化センターを廃止するため、南陽市教育施設使用に関する条例の別表 1 から当該施設の使用料に関する規定を削除する。

(質疑なし、原案のとおり承認)

日程第 7 議第 5 号

南陽市学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- ・管理課長が上記規則の改正について説明
- ・学校給食衛生管理基準に基づき、給食センターの運営委員会に学校薬剤師を追加する。

鎌田委員

- ・現行では不都合だということで加えるのか質問

⇒管理課長：これまでは、栄養教諭が薬剤師の役割を担っていたが、県からの通知もあり学校薬剤師を追加するに至ったと回答

(原案のとおり承認)

日程第 8 議第 6 号

南陽市立小中学校の適正規模・適正配置の基本方針について

- ・学校教育課長が別添の資料に基づき上記方針を説明
- ・南陽市小中学校適正配置等検討委員会を 6 回開催し、熟議を重ねてきた。
- ・中学校については、「1 学年 3 学級以上、全体で 9 学級以上とする」とし、市内 1 校を基本として再編統合を検討する。その際、生徒の著しい減少という現状も踏まえてスピード感を持って対応する。
- ・小学校については、「1 学年 2 学級以上、全体で 12 学級以上とする」とし、保護者や地域の意見を聞きながら段階的な統合を検討する。

鎌田委員

- ・検討委員会の議論が十分に行われたのかについて質問

⇒学校教育課長：およそ 12 時間の議論の中で、委員の方が関係者との情報共有や意見交換を行った上で発言されていたことを説明

鎌田委員

- ・南陽市の独自の教育等の議論がなされたのかについて質問

⇒学校教育課長：検討委員会で南陽市の教育の現状や課題・将来像について議論されたことを説明し、荻小学校と宮内小学校の統合事例を挙げ、子供の学びのフィールドが広がったことや地域住民の喜びについて言及

鎌田委員

- ・南陽市の社会像や教育像について具体的なビジョンが示されていないことを指摘した上で、より温かな人間像や素朴な視点を盛り込むべきだと主張

⇒学校教育課長：「『地域総合型教育』を効果的に機能させ、ふるさとを愛し、高い志をもって自立的に生きる子どもたちが育まれるようにすることを切に願う」という意見等を踏まえ、地域総合型教育や豊かな情操の醸成等に取り組んでいる。

検討委員会の意見を尊重し、心の教育にも力を入れていく考えを示した。

鎌田委員

- ・地域総合型教育の内容が曖昧であることを指摘し、具体的な展開・明確なビジョンを示すべきだと主張

- ・再編統合によって学校環境は改善する可能性がある一方で、教育効果は必ずしも上がるとは限らないことについて懸念を示した。

⇒学校教育課長：地域総合型教育の理念は共通しているが、アプローチ方法は地域や学校の状況により異なる。教育委員会が詳細な内容を示すことで各校の教育課程を狭めてしまう可能性があるため、各校の状況ごとに理解を深める重要性を説明

行政として、地域住民への理解促進や学校長との連携強化を進める必要性に言及

山岸委員

- ・自分ごと化会議と検討委員会が並行して進めていることは、意見が重なる点もあり良いと思う。

- ・答申書の「第5章 おわりに」で指摘されている家庭や地域における子供の育成機能の低下を受けて、地域総合型教育の見直しの必要性に言及

鎌田委員

- ・地域の力を借りて子供たちを育てることが地域総合型教育の狙いだと思うが、今後は、子供たちの力を借りて地域を育てるというように子供たちと地域が共に成長していくべきだと主張

池田委員

- ・地域総合型教育でこれまで行ってきた良い点は活かしつつ、より良い教育を実現す

るために、子供たちの将来像という視点から今できることを積み上げていくべきだと主張

鎌田委員

- ・再編統合と併せて、教職員の指導力や資質能力の向上も目指す必要性に言及

教育長

- ・検討委員会の議論について、委員長を中心に、より良い学習環境の整備と教育効果の向上という目標を軸として議論がまとめられたことに言及
- ・今後の計画作りに、検討委員会の意見を活かしていきたいという考えを示した。

(原案のとおり承認)

日程第9 議第7号

令和7年度南陽市立学校の教育課程編成の基準を定めることについて

- ・学校教育課長が上記基準について説明
- ・地域総合型教育を中核に据え、「幼保小中一貫教育」と「社会参画活動」を教育課程に位置付けることに言及
- ・コロナ禍や自然災害・猛暑の影響を踏まえ、子供たちを主体とした取り組み、1人1人を大切に学習活動、安心して学べる環境作り等に取り組むことを説明
- ・授業日数については、各校の実態に合わせて特色ある教育課程が編成できるように学習指導要領における標準授業時数の確保についてのみ示した。
- ・小中学校では、4月8日に入学式、3月16日と3月18日に卒業証書授与式を予定していることを説明
- ・幼稚園についても、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識した教育課程の編成に取り組むことを説明

鎌田委員

- ・働き方改革と「高い志を持って、自らの人生を切り拓き、たくましく生きぬく子供たち」の育成の両立は難しいのではないかと懸念を示した。

⇒学校教育課長：両立の課題に対し具体的な解決策は見つかっておらず、地道に努力し、教員や保護者からの理解と考えの共有が必要だと説明

鎌田委員

- ・働き方改革を進める一方で、地域総合型教育を軸に小中一貫教育・社会参画活動を教育課程に組み込むことは大変な課題であり、形骸化しないために、具体的な対応策の必要性に言及

⇒学校教育課長：働き方改革や教育内容の充実の目的について共有し、形骸化を防ぐよう学校へ依頼していることを説明

教育長：働き方改革を進めすぎると、教員の働きがい失われる可能性を指摘した上で、基準として明記しておく必要があると説明

(原案のとおり承認)

日程第10 議第8号

令和7年度南陽市立小中学校の学級編制について

- ・学校教育課長が別添の資料に基づき上記の内容を説明
- ・小学校は1学級35人、中学校は1学級40人という国の基準に加え、山形県では教育山形「さんさん」プランにより、小学校は1学級33人、特別支援学級は1学級6人の編制となっていることを説明
- ・南陽市における複式学級の状況と、今年度5月と比較した児童生徒・学級数の減少について説明

(質疑なし、原案のとおり承認)

日程第11 議第9号

南陽市立学校における職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針並びに同指針運用要領の制定について

- ・学校教育課長が別添の資料に基づき上記指針・運用要領について説明
- ・労働施策の総合的な推進に関する法律の改正に伴う制定であることを説明
- ・指針では、ハラスメント行為の定義と教職員・学校長・教育委員会の責務に言及
- ・運用要領では、具体的なハラスメント事例を挙げ、未然防止策や対応方法をマニュアルとして示し、幅広いハラスメントを対象とする。
- ・相談窓口として学校教育課を設け、教職員が相談しやすい環境を整えることを目的としていることを説明

山岸委員

・相談窓口が学校教育課となると、かえって相談しづらいのではないかと質問

⇒学校教育課長：他市町では学校教育課が相談窓口となっていることが多いが、別の機関への委託状況については調査する必要があることに言及

山岸委員

・ハラスメントの申し出が行政訴訟に発展した場合の対応について質問

⇒学校教育課長：行政訴訟に発展した場合は、市の顧問弁護士・総務課長や市長部局と連携して対応することを説明

山岸委員

・訴訟リスクを考慮した相談窓口の体制を作る必要性に言及

池田委員

・スポーツ界におけるハラスメント問題を例に挙げ、相談窓口が加害者側に属する組織内にあることの矛盾点を指摘

・相談者の権利保護の観点から、第三者が介入した相談窓口設置を検討する必要性に言及

鎌田委員

・指針が職場内でのハラスメントを対象としていることを確認した上で、保護者からのハラスメントに対する対応について質問

⇒学校教育課長：保護者からのハラスメントは別途対応すること、学校教育課が対応窓口となることを説明

県のスクールロイヤーとの連携や、市の顧問弁護士への相談も想定されることを説明

鎌田委員

・県にも同様の相談窓口があるのか、市と県の相談窓口は独立しているのかについて質問

⇒学校教育課長：県にも相談窓口があることを説明した上で、相談窓口の周知不足と今後周知を進めることに言及

鎌田委員

・県に相談しても市に戻される可能性があることから、相談窓口は独立すべきと主張

⇒学校教育課長：これまで事例もなかったため、確認すると回答

(原案のとおり承認)

日程第 1 2 協議 通学区域（学区）の指定変更について

- ・学校教育課長が別紙資料により、通学区域（学区）の指定変更者について説明

（質疑なし、原案のとおり承認）

日程第 1 3 諸般の報告

教育長より報告

- ・南陽市消防出初式と防火標語の表彰式について

1 月 5 日に行われ、例年同様消防団による祝賀放水、分列行進、はしご乗り等の内容であったことを報告

同日、えくぼプラザ内で行われた小中学生から募集した防火標語の表彰式で、市内小中学生が多数受賞されたこと、秋葉山の林野火災を題材にした作品が多く、防災意識の高まりが感じられたことを報告

- ・第 3 回招集小中校長会議について

1 月 8 日に行われ、年末年始休業中の事故なく 3 学期を迎えられたことへの感謝・3 学期という短い学期の捉え方についての投げかけ・飲酒運転や飲み過ぎによる不適切な行為への注意喚起等について学校長へ伝えたことを報告

- ・南陽市中学校英語弁論大会について

1 月 2 1 日に行われ、3 6 回目となる歴史と伝統のある大会であること、山口常夫審査委員長を始めとする審査委員の方々から南陽市の生徒のレベル向上を評価する声が挙がったこと等を報告

昨年の大会では県大会に 3 位入賞し、高円宮杯全国大会に出場した生徒もいたことに触れた。

日程第 1 4 業務報告

管理課長、学校教育課長、社会教育課長、史跡文化主幹より報告

各課の議案書資料に基づき、業務報告を行った。

鎌田委員

- ・県の読書感想画コンクールで最優秀賞を受賞した児童について報告

その他（１）連絡事項

次回定例教育委員会について管理課長補佐より連絡

総合教育会議について

- ・学校教育課長より、別添の資料に基づき内容を説明
- ・議題は、南陽市立小中学校の適正規模・適正配置に関する方針の確認・自分ごと化会議の内容報告であること、小中学校のあり方に関する考えについて市長からの説明があった後に教育委員との意見交換を行う予定であることを説明

鎌田委員

- ・総合教育会議での議論内容について質問

⇒学校教育課長：市長からの小中学校のあり方に関する説明を聞き、将来を見通した教育委員との意見交換を行う場になると想定していることを説明

山岸委員

- ・「中学校を１校にまとめる」というような最終判断は誰が行うのかについて質問

⇒管理課長：教育委員会の意見を聞いた上で、条例提案権者の市長が判断すると思われることについて言及

山岸委員

- ・市長個人ではなくて、地方公共団体が学校の設置者だと認識していることに言及

鎌田委員

- ・意見交換の意義について質問

⇒学校教育課長：議決された基本方針に則り、市長としての考えも聞きながら議論を進めることを説明

山岸委員

- ・基本方針を基に話をより煮詰めていくのかについて確認

⇒学校教育課長：基本方針を基に、用地をどこにするのか等の再編統合計画の策定を行う中で、市長と教育委員が同じ方向で進んでいくための情報共有を行う場としたい。同時に、将来を見通した話し合いとしたい。

鎌田委員

- ・何を議論するのが見えてこないため、話し合いは難しいのではないかと指摘

⇒管理課長：会議における話の流れは不透明なところがあり、市長の考えを基に意見交換を行うことについて、市長と打ち合わせを行ったことに言及

鎌田委員・山岸委員

- ・市長から事前に明確な問いかけがないまま会議を進めると、建設的な議論が難しくなる等の懸念を示した。

⇒学校教育課長：議決された方針を報告し、総合教育会議ではどうするのかということについて、再度市長へ確認することを示唆

管理課長：市長との詳細な打ち合わせを行い、次回の教育委員会までに確認することを説明

卒業式・入学式の来賓対応について

学校教育課長より、毎年度教育委員2名で来賓の対応を行う案を示した上で、教育委員へ対応を依頼

閉 会

教育長が令和7年1月16日付け南陽市教育委員会告示第1号をもって招集した第1回南陽市定例教育委員会の閉会を宣言